

平成27年第8回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成27年11月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成27年12月1日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 辰野町個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 辰野町個人番号カードの利用に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 平成27年度辰野町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第12 議案第10号 平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)

- 日程第13 議案第11号 平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第14 議案第12号 平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第13号 平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第14号 平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第15号 平成26から27年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等
事業町道147号線工事請負契約の変更について
- 日程第18 議案第16号 平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事(建築)請負契
約の変更について
- 日程第19 議案第17号 辰野町第五次総合計画の変更について
- 日程第20 議案第18号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第19号 辰野町道路線の認定について
- 日程第22 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	一ノ瀬 元 広	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	こども課長	石 川 あけみ
会計管理者	宮 原 修 二	住民税務課長	赤 羽 博
保健福祉課長	守 屋 英 彦	建設水道課長	小 野 耕 一
生涯学習課長	桑 澤 英 明	税務担当課長	伊 藤 公 一
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武 井 庄 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番	熊 谷 久 司
議席 第12番	垣 内 彰

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。最近、朝晩めっきり寒くなり冬の到来を感じているところです。昨年の12月定例議会の最終日には大雪にみまわれ大変でした。今年は年末まで雪の少ない日を願っておるところであります。それでは定足数に達しておりますので、これより平成27年第8回辰野町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。第8回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第8回辰野町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては師走に入り何かとご多用のところご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。今年も天候不順の影響ですか、台風18号に伴う大雨により関東から東北にかけて広い範囲で人的物的被害が発生するなど、各地でいくつもの災害が起きました。当町ではおかげさまでここまで大きな災害もなく来ておりますが、被害に遭われた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。これから大雪の時期を迎えますが昨年2月の記録的な大雪は記録にも新しく、交通機関を麻痺させるなど甚大な被害となりました。除雪体系や交通対策にも関係機関と連携を取り、住民生活に大きな支障のないよう取り組んでまいります。また本日12月1日をもって交通死亡事故ゼロ1,000日が達成となります。町民の皆さまはもとより交通安全協会をはじめ、関係機関の交通安全啓発への取り組みに感謝を申し上げる次第であります。今後も交通安全推進に力を入れてまいります。マイナンバーについては既にお手元に通知カードが届いたかと思っております。不在などで配達ができないものは町へ返送されてまいります。今朝、配達分47通を含め200通が返送されおおよそ2.6%となっております。早くお渡しできるよう態勢を整え対応をしてまいりたいとこんなふうに思います。また、大事な特定個人情報であることからその取り扱いには十分注意し、情報が漏れることのないよう職員への指導を徹底していく所存でございます。さて、今年度の主な事業の進捗状況を申し上げます。4月には新町発足60周年を迎え、6月の記念式典をはじめ、冠を付した各種イベントが行われました。道路関係では

県施工により羽場交差点改良工事が7月に竣工、11月には町道上辰野中道線先線の工事に着手することができました。また、ここで平出法性神社線が竣工となります。道路整備についてはいまだ不十分ではありますが、生活道路の安全を確保しながら鋭意進めてまいります。教育関係では施設の改修工事等を実施したほか、現在建設中の西小学校の体育館が年明けには完成の運びとなります。防災関係では消防庁舎の耐震工事や山地災害から住民を守る取り組みとしてこの地区における危険箇所抽出事業を行っております。子育て支援では、新規事業である町の保健室や1ヶ月時健診、離乳食教室など大勢の方にご利用をいただいております。また、保護者の皆さまから強い要望のありました平出保育園での延長保育を開始いたしました。移住定住の取り組みでは地域おこし協力隊員制度導入により移住定住の推進と集落支援の活動の成果が少しずつ現れてきている、こんなように思います。内閣府が11月16日に発表した7月から8月期の実質国内総生産では前期比0.2%減、年率換算で0.8%減となり、4月からは6月からの前期比マイナス0.2%に続き2四半期連続マイナス成長となりました。実質賃金の改善計画が続く中、前期落ち込んでいた個人消費は持ち直したようです。中国景気の不透明感などを背景に設備投資と在庫投資が低調だったことが影響したようであります。景気の本格回復を望んでいるところであります。このような情勢の中、新年度予算の編成の時期を迎えました。国は地方交付税改革や財政マネジメントの強化などを進めるとし、地方に対しても厳しい歳出改革、効率化を求めて来ることが予想されます。日銀は地方経済は穏やかに回復しているとの景気判断をしておりますが、企業の設備投資は依然として鈍く、また地価の下落など法人町民税や固定資産税の減収など一般財源の確保は厳しい状況であります。歳出面では予防措置を含む医療介護等の社会保障関係経費は増え続け、また老朽化が顕著な公共施設の維持補修に関わる経費も増加の一途を辿っております。人口減少が急速に進む中、厳しい現状を直視し地域活力を維持するためにも将来人口規模に合った町へと転換する時期に来ています。限りある財源の中、今年度策定した各種計画が着実に推進できるよう積極的かつ新たな視点と創意工夫に満ちた予算編成に取り組んでまいります。さて、今定例会に提案する議案は辰野町個人番号の利用に関する条例の制定など、条例制定3件。辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正など、条例改正5件。後期高齢者医療広域連合負担金など一般会計補正予算及び特別会計補正予算6件。請負契約の変更、2件。辰野町第五次総合計画の変更。辰野町公の施設の指定管理の指定。町道路線の認定、合わせて19議案であります。提案時、それぞれ説明申し上げますので、慎重審議いただき原案可決くださいますようお願い申し

上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により議席11番、熊谷久司議員、議席12番、垣内彰議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長（宇治）

皆さん、おはようございます。去る、11月25日、議会運営委員会を開催し、平成27年第8回辰野町議会12月定例会の会期並びに、審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。11月25日、辰野町告示第59号により辰野町長より12月定例会を12月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、12月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号、辰野町個人番号の利用に関する条例の制定につきまして提案理由を申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、町長、教育委員会の執行機関がその事務を処理する場合

において個人番号の利用に関し、必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものでございます。1条では番号法に規定のない個人番号の利用に関する条例制定の趣旨を。2条では用語の定義を。3条では個人番号の利用に関し適正な措置を講ずるなど、町の責務を規定しています。第4条では法別表第2において、他の機関へ特定個人情報を提供できる場合が定められていますが、1項においてはこの情報を提供する庁内連携を行うことができる旨を規定しています。また、情報提供ネットワークシステムを使用して個人情報の提供を受けることができる場合、このシステムから取得すべきことを規定をしています。2項においては庁内連携により個人情報を利用できる場合は他の条例等で義務付けられている書類の提出を省略できる旨を規定をしております。条例の公布は平成28年1月1日です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号、辰野町個人番号の利用に関する条例の制定について会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第4、議案第2号、辰野町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第2号、辰野町個人番号カードの利用に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。個人番号制度の導入に当たり平成28年1月に個人番号カードが公布されることに伴いまして、個人番号カードの利用に関する条例を新たに制定するものがあります。条例の内容ですが第1条では趣旨として個人番号カードを利用する根拠について。第2条では用語の定義。第3条ではコンビニ等に設置されております多機能端末機を利用した住民票の写し、印鑑登録証明書の交付等の利用目的。第4条では個人番号

カードを利用し、前条に掲げるサービスを受けるための利用手続き。第5条では個人番号カードに登録された個人情報及びこれらのサービスを提供するシステムにおいて、保有する個人情報の法措置等を定めております。この条例は平成28年1月1日から施行するものです。また、附則の中で辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正。辰野町住民カード条例の一部改正を合わせて行っております。辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例、辰野町住民カード条例中、個人番号カードに関するものにつきまして改め、または加えるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第5、議案第3号、辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第3号、辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。この条例は農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について定める必要があります。第1条には趣旨を。第2条は農業委員の定数を7人と定め、第3条は農地利用最適化推進委員の定数を7人以内と定めるものです。第4条は委員とし、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めます。附則としこの条例は平成28年4月1日から施行します。このため現在の辰野町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止します。また、新たに設置する農地利用最適化推進委員の

報酬については年額24万円と定めるものであります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号については会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第6、議案第4号、辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第4号、辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。まず、第1条による改正、辰野町税条例の一部改正についてでございます。平成27年3月の地方税法改正を受け、地方税の猶予制度について地方分権を推進する観点から一定の事項については、条例で定めることとされたことから、国税における昨年度の改正を踏まえて所要の見直しを行うものであります。改正の内容は納税者の負担軽減を図り、早期かつ的確な納税を確保するため分割納付などの徴収猶予、滞納処分による換価猶予の規定を整備するものでございます。不誠実な対象者につきましては除外する規定も含まれております。現行では第8条に徴収猶予にかかる分割納付、または納入の方法を規定。第9条に徴収猶予等の申請手続きや担保規定や申請書類の訂正、添付書類の提出期限についての規定がございます。第10条は徴収猶予の取り消しについて。第11条は職権による換価猶予の手続きについて。第12条は申請による換価の猶予の申請手続き等についての規定。第13条は担保を徴する必要がない場合の規定を整備するものであります。続きまして、第2条による改正でございます。辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。平

成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたのを受け、平成27年3月31日公布の辰野町税条例等の一部を改正する条例、平成27年辰野町条例第25号、第1条、辰野町税条例の一部改正中、該当の規定を施行期日前に改正し、公布の日から施行するものがございます。改正の内容は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。番号法施行後の平成28年1月1日以降も税を納入する方に公布する納付書、納入書への個人番号と法人番号の記載は行わないこととされたため、町の条例を同様に改正するものがございます。更に法人番号関係規定を整備するため、法人番号を番号法に合わせ規定するよう町の条例を改正するものがございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第4号、辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第7、議案第5号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第5号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備に関する省令。(平成27年厚生労働省令第150号)以降、整備令と省させていただきます。が、施行されたことにより整備令第18条により国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)53条の8第1項第1号が改正され、特別の事情に関する届出の際の記載事項に個人番号が追加されました。そのため辰野町国民健康保険税条例において特別の事情に起因する保険料の徴収猶予、保険料の減免及び特例対象被保険者等に関する届出の

申請書、または届出書の記載事項に個人番号を追加する改正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（2番）

本議案については即決ということですので、ここで聞かざるをえないということでちょっとお聞きしますけれども、1つは今、この提案理由で申されました根拠となっております厚労省の関係省令の整備に関する省令、これはちょっと私どもでは内容がよく分からないということで、お聞きしたい点は、いわゆるこれはできる、地方自治体としてできるという規定なのか、それともしなければならぬという規定なのかというところで、第1点をお伺いしたいと思います。それからもう1点は今回、国保税の減免をするに際してはこの個人番号を付すようにという内容になっているわけですが、これが付されないで申請された場合、この申請というのはどういうふうになるのか、却下になるのかどうか、そのへんについてお伺いしたいと思います。

○税務担当課長

まず、厚生労働省令、整備令についてでございますけれども、こちらの方は町の条例で定めなければならないとされているため、町の健康保険税条例を改正するものであります。また、申請書類等に個人番号が記載されない、拒否という場合ですが、できるだけ説明責任を果たした上で、なおかつ記載の意思がない方についてはその理由を把握した上で受けるというような流れになっているというような情報がありますけれども、まだ、その詳しいその部分についてのQ&Aについては確認をしてみなければ分からないような状況であります。

○根橋（2番）

今、2番目の質問に対する答弁で「受ける」というようなちょっと表現ありましたが、ていうことは事情を聞くとかそういうことはある意味当たり前かと思うんですけれども、最終的にですね、書かないで申請があった場合は却下ではなく一応、受理できるということでしょうか。

○税務担当課長

今の情報では受けることが、受け付けることができるっていうように認識しております。

○議 長

ほかにありますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 5 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案のとおり可決されました。日程第 8、議案第 6 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 6 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令が公布されたことにより、介護保険条例第 8 条第 2 項第 1 号及び第 9 条第 2 項第 1 号の中に個人番号を追加する改正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋 (2 番)

この本議案第 6 号に関しても先ほどと同様なんですけれども、これはしなければならぬという条例かどうかということと、この個人番号が書かない場合の対応についてお伺いします。

○保健福祉課長

簡単に申しますと、国保の場合と同じかと思えます。なくても受けざるをえないんじゃないかなっていうふうに考えております。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第6号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。日程第9、議案第7号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第7号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。下水道法施行令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。内容につきましては水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令の一部改正に伴い、下水道法施行令第9条の4項に規定する下水道を使用する特定事業所に対する排水基準のうち、トリクロロエチレンに関わる排水基準が強化され、0.1 mg/L以下となり、その基準を適用するための改正でございます。なお、現在辰野町でこの特定事業所に該当する事業所は4社あります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第7号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。日程第10、議案第8号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 8 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。恐れ入りますが、先に訂正をお願いいたします。お手元に配布させていただいた正誤表のとおり 8 ページと 9 ページ後段にあります 5 条とあるものをですね、8 条に訂正願います。大変申し訳ありません。それでは提案理由を申し上げます。平成 24 年に成立しました厚生年金法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法の主要部分がこの 10 月に施行されたことから消防団員等の損害補償について条例の改正をするものでございます。附則第 5 条第 1 項中、「当該損害補償」を「当該年金たる補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め同項の表を改めます。3 ページをお願いいたします。附則第 5 条第 2 項表以外の文中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め同項の表を改めます。5 ページをお願いいたします。附則第 5 条第 3 項中、「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「当該年金たる給付の 2 が支給される場合にあつては、当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付の数 2 である場合にあつては、当該法律による年金たる給付」に、「当該年金たる給付の 2 が支給される場合」を「当該法律による年金たる給付の数 2 である」に改め、同項の表を改めます。8 ページをお願いいたします。附則第 5 条第 4 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「年金たる」の前に「法律による」を加え、第 5 条において表を追加し、休業補償の算定方法を改めます。9 ページをお願いします。附則第 5 条第 6 項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第 8 条の規定にかかわらず、同条」に改め、「法律」の前に「当該」を加え、「この条例の規定による」を「当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削るものであります。今回の改正の主な内容は国家公務員共済組合員、地方公務員共済組合員が対象であります追加費用対象期間なる共済年金について、この追加費用対象期間というものは恩給期間のことを指します。この追加費用を対象期間なる共済年金については厚生年金と同様に取り扱うこと。それから消防団員等が生命、身体に対する高度の危険が予測される状況下で人名救助等、特殊公務災害と言われるものでございますけれども、こういったことに従事した場合ですね、公務災害を受けた場合における災害補償額の加算部分が減額対象とならないように改正するものであります。この条例は公布の日から施行をし、10 月 1 日から適用するものであります。経過措置としまして、この条例の適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償、いわゆる年金という形での損害補償という意味でございますけれ

ども、この年金たる損害補償及び休業補償と適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間にかかる年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間にかかる年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償は従前どおりであります。また、適用日からこの条例の施行の日の前日までの管理、新条例の適用を受ける者に支給された旧の条例の規定に基づいて、年金たる損害補償、休業補償については新しい条例による損害、休業補償の内払いとみなします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○岩田（１番）

今、修正をお聞きしたんですけれども、この本会議上でこういう形で修正して議決されるケースがあるのでしょうか。私はこれについてはですね、多少理解力はあるつもりですけれども、今の説明では分かりません。ですから差し替えて最終日に議決していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○総務課長

当初、議運の方では即決ということでありましたけれども、確かに分からない部分があると思っておりますので、もう少し資料がもしあればですね、お渡しするなどしてですね最終日採決でも結構でございます。

○根橋（２番）

若干関連してですけれども、今、丁寧な説明はいただいたんですが非常に複雑ですね、条文も難解な部分がありまして、要は一番お聞きしたいのは、要は今の消防団員の皆さんにとってこれはどのように変わったのか。大多数のそういう消防団員の皆さんに良くなるのか悪くなるのか、あるいは公務災害を受けた時はどうなるのかっていうような点がちょっと分かりやすい資料を出していただかないと、ちょっとこれだけいくら読んでいってもですね、非常に私どもの状態では分かりにくいということで、合わせて要望したいと思います。

○議長

ほかにありますか。

（なし）

○議長

ただ今、2名の議員から意見がありましたので、最終日採択とします。

○篠平（7番）

これはですね、議運で集まってその中で決めたのですから、もしそういうことであればね、ここで暫時休憩をして議運を開いて決めるべきものだと思います。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。議運を開きますので、議運の委員の方は議会運営委員会室へお集まりください。議会運営委員会が終わりしだい再開いたします。

休憩開始 10時 45分

再開時間 11時 5分

○議長

ただ今、議会運営委員会を行いました。その結果について議会運営委員長より報告をお願いします。

○議会運営委員長（宇治）

ただ今、暫時休憩をいただいてですね、担当課長も同席いただいて説明をお聞きしたところですね、改定の内容3点につきまして新旧対照表を出していただき、合わせて正誤につきましては本会議上ではなくて事前に出していただくようにという、この前提に立ってですね、先ほど全会一致で議案審議の日程等を決めていただきましたけれども、この議案につきましては総務産業常任委員会に付託をしないと、こういうことで審議のほどはよろしく願いいたします。

○議長

ただ今、議会運営委員長の報告のとおり、議案第8号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。それでは議案第8号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第11、議案第9号、平成27年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成27年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を提案するにあたりまして、

提案理由を申し上げます。今回の補正予算は後期高齢者医療広域連合負担金、障害者自立支援給付費、保育園の非常勤職員の報酬等の補正予算であります。この補正総額は8,916万1,000円の追加であり、予算総額は86億1,412万8,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては分担金、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰越金、町債の増額、繰入金の減額であります。歳入の増加分につきましては財政調整基金繰入金の減額を行い調整いたしました。歳出につきましては総務費では、ふるさと寄付金管理システム構築委託料、税社会保障番号制度に伴う地方公共団体情報システム機構負担金の増額が主なものです。また、自動車メーカーが実施する電気自動車の普及促進事業で電気自動車1台の無償対応を受けることとなり、これに伴う充電設備投資、自賠責保険料、備品購入費などを計上いたしました。民生費では後期高齢者医療の平成26年度療養給付費負担金確定による広域連合負担金の増額。延長保育、未満児、要支援児童の増加に伴う非常勤職員の補修。代替職員賃金の増額。就労継続支援共同生活援助などの障害者自立支援給付費の増額が主なものです。衛生費ではインフルエンザワクチンの予約材料費の増額が主なものです。農林水産業費では県単緊急農地防災事業による渡戸地区の用水路改修に伴う測量設計の負担金。小野高橋川水路改修工事の変更に伴う測量設計委託の増額が主なものです。土木費では辰野中学校前の古城のケヤキの剪定委託料、町営住宅修繕料の増額が主なものです。教育費では幼稚園就園奨励金補助金、両小野小学校組合負担金の増額、パークセンターふれあいにある太鼓の修繕料の増額が主なものです。以上のおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時25分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 12分

再開時間 11時 25分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。ここで先ほどの根橋議員の質問に対し、追加の答弁の要請がありましたので、これを許可します。

○税務担当課長

すみません。ただ今、議案第5号の審査中ではありますが、辰野町国保税条例の

一部改正審議中、根橋議員からの質問であります。申請書類等にマイナンバーの不記載等があった場合、受理するのかとの質問であります。説明不足がありましたので、再度ちょっと説明をさせていただきたいと思います。5号議案、国保条例本体でマイナンバー不備書類を受理できるという規定があるものではなく、あくまでも仕方がない場合の例外的扱いとして運用上、受理するものでございましてその後の審査等に影響するものではありませんので、内容的なものは審査の上、取り扱うものでございます。また、マイナンバーは基本的に入れていただくものでありますので、その根本的なことについて例外をするものではありませんので、補足説明とさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長

根橋議員、いいですか。

○根橋（2番）

はい。

○議長

進行いたします。日程第12、議案第10号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第10号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ638万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,991万5,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入については繰越金を638万5,000円追加し、4,868万5,000円とするものです。7ページをご覧ください。歳出について主なものは総務費で消費税確定に伴い、納付金の不足額620万円を補正するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第10号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決す

るにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第11号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,363万2,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入について負担金を41万2,000円追加し、3,673万6,000円とし、7ページの繰越金を21万8,000円追加し251万8,000円とするものです。8ページをご覧ください。歳出について主なものは総務事務費で消費税確定に伴い納付金の不足額を63万円補正するものです。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第11号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第14、議案第12号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第12号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ

24億 7,120 万 9,000 円とするものでございます。内容につきまして 4 ページをご覧ください。2 款、保険給付費につきまして一般被保険者高額療養費の増加により 3,000 万円。また、一般被保険者移送費で臍帯血運搬費が発生したため輸送費不足分として 2 万円、それぞれ増額するものでございます。2 ページをご覧ください。歳出において増額となりました一般被保険者高額療養費、一般被保険者移送費の 3,002 万円の全額を予備費から減額補正するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内（6 番）

歳出の関係の 4 ページのところでございますけれども、今 3,000 万円の関係の高額医療という形の増加という形の状況ですが、当初の 1 億 5,000 万円に対しますとですね、20%といことでかなり比率が高い状況の増額という形の状況があります。これは実績という今、話がありましたんで医療費の高度化という形の状況で止むを得ない状況だと思えますが、どのような内容が増えているのか、あるいは人数的に比べてやっぱり増加の傾向があるのかどうなのか、お答え願いたいと思います。

○住民税務課長

今の堀内議員から質問がありました増額している部分ですが、まずはじめに 4 月から 10 月までの高額療養費でございますが 26 年度と 27 年度比べまして、27 年度におきましては 1,367 万 6,156 円増額しております。これは比率で申しますと 15.6%になります。一応この大きな伸びですがやはり高度医療の関係で、病院でかかる医療費が上がっている。例えば薬の値段とか、手術費ですね、そちらの高度医療が上がっている分が大きな負担となっております。以上です。

○堀内（6 番）

人数的な内容はいかがでしょうか。把握されていますか。

○住民税務課長

人数的にはちょっと、全体になってしまいますので把握をしておりません。

○堀内（6 番）

分かりました。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第12号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第15、議案第13号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第13号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,594万6,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございます。事務費繰入金の確定によりまして54万円を減額し、保険基盤安定分にかかる被保険者数及び軽減額の確定によりまして保険基盤安定繰入金を52万5,000円増額するものでございます。7ページをご覧ください。繰入金につきまして、前年度繰入金の確定によりまして138万5,000円を増額するものでございます。8ページをご覧ください。諸収入の内、保険料還付金につきまして住民税の申告による還付金の増額により、10万円増額し、保険料延滞金として3万円増額するものでございます。9ページをご覧ください。歳出についてでございます。後期高齢者医療徴収費で県の広域連合への納付金の確定によりまして保険料納付金を3万円増額。軽減分納付金を52万5,000円増額。事務費負担金を54万円減額し、保険料還付金を10万円増額するものでございます。歳入において増額となりました前年度繰越金の増額分138万5,000円の全額を予備費として増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第16、議案第14号、平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第14号、平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に154万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,481万7,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では介護保険事業費の国庫補助金が139万円の増額でございます。7ページをご覧ください。一般会計へ繰入金で合計で119万7,000円の減額でございます。8ページをご覧ください。諸収入において介護報酬135万円の増額でございます。続いて歳出の方ですけれど、9ページをご覧ください。総務費の賦課徴収費では国庫支出金の増加による財源組替でございます。10ページをご覧ください。保険給付費のサービス給付費等諸費では低所得者のサービス給付費負担金19万3,000円の増額。それから11ページでございますけれど、地域支援事業費の中の包括的支援事業・任意事業費においてケアマネジメント委託料135万円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第17、議案第15号、平成26から27年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第15号、平成26から27年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。平成26年9月2日に締結いたしました平成26から27年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事請負契約につきまして変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額を1億1,156万4,000円から1,007万6,400円増額し、1億2,164万400円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上、変更内容を申し上げます。提案理由の内容につきましては建設水道課長から説明申し上げます。

○建設水道課長

変更内容について申し上げます。本改修道路終点付近において大型メッキ管工200型1メートル×1メートル×2メートルにより、3段から5段積みを実施し、161.9平米

施工いたします。このことによりまして道路法面の保護ができ、その工事のための増額をするものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（２番）

ただ今、藤沢川のその増工の内容分かったんですけれども、この理由と言いますか当初、これについて予測できなかったのかどうか、どのような状況でいわゆる増工になったのか、ちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

○建設水道課長

根橋議員、ご指摘のとおり当初の、本年度の予定には入っておりませんでした。全体の工事の計画の内容には本工事は計画されておりました。これは防衛省の担当者と検討する中で本年度に先送りと言いますか、本年度で工事をするということでしたので、増額変更して工事をするものでございます。

○根橋（２番）

ただ今の説明ですと、先送りって言うか前倒しということですかね。それで、実はちょっと気になるのはあそこの辺が前からいわゆる断層帯と言いますか、一番、それは駒沢川のいろいろダムをめぐってのいろんな議論の中でも一部専門家からの指摘もあって、あの辺のところがいわゆる断層帯ではないかということで、指摘があるんですがそういうことによる何て言いますか、道路の保護と言いますか、それについては何か検討をされて今回これ結構 1,000 万円余の工事ということで、フトン籠としては非常に大きな工事だと思うんですけれども、そういうものは前提となって、その全体計画があるということなんでしょうか。

○建設水道課長

本工事は平成26年度から実施しているわけですがけれども、事前にボーリング調査を何箇所か実施し、その中には断層帯がないってことを確認しておりますので、この大型メッキ管工の 200 型で施工できるということを確認しております。

○議長

ほかにありませんか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第15号、平成26から27年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道 147 号線工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第18、議案第16号、平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事(建築)請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第16号、平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事(建築)請負契約の変更について変更内容を申し上げます。平成26年12月2日締結しました平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事(建築)請負契約につきまして変更が生じたため議会の議決を求めるものでございます。契約金額を3億1,104万円から90万7,200円増額し、3億1,194万7,200円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上、変更内容を申し上げます。提案理由、内容につきましては、こども課長から説明申し上げます。

○こども課長

変更内容について申し上げます。平成26年12月2日請負契約を締結いたしました本辰野西小学校体育館改修工事(建築)につきましては敷地内で対角線に2箇所地盤調査を実施し、その結果に基づいた設計により工事を進めてまいりました。しかしながら体育館に付随する外階段を施工しようとした際、この箇所は地盤調査が行われていない箇所でございますが、地盤が悪いことが発覚いたしました。そこで、支持地盤までコンクリート置換工事が必要となりましたことなどで増工をさせていただくための契約変更であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋(2番)

2点お伺いしたいと思います。1点は今、今回の工事に必要な部分の地盤が悪いことが発覚したということですが、それはなぜ、どのような経過でそういうことが分かったのかということと、今全国的に問題になっておりますけれども本工事のそのい

いわゆる支持地盤までのコンクリート置換工事ですか、そういうもののパイルやっているかどうか分からないんですけど、要するに地盤調査についての工事について瑕疵はないのかどうか、そのへんどのようなチェックをされたか2点お伺いしたいと思います。

○こども課長

まず、地盤調査でございますけれども、設計士さんの方からここの地番は以前地盤調査を行った際に、比較的頑強な地盤であるということで、地盤、正方形がありますと対角線2箇所、ここを調査をすればそれで大丈夫ではないかということで地盤調査をボーリング調査を行わせていただきました。それに基づきまして設計を行っていただきました。しかしながら、今回その対角線と違う対角線上の所について工事をボーリングをしまして杭を入れるという、その作業を行うことに関しまして、掘って行ってみましたら地盤が比較的弱かった。これではあとあと心配が残るということで、その杭を打つにあたりまして地価の頑強な地盤までコンクリートで補強をいたしまして、そこで杭を入れる。そういう作業を行わせていただきたいという変更でございます。

○議 長

よろしいでしょうか。

○根橋（2番）

そうするとあれですね、今回は2箇所しか事前には地盤調査はしなかったけれども改めて本工事でそういうふうにしていったら、地盤が弱いということが初めて分かったと。そういう意味では当初の地盤の見込みというのは違っていったことですね。結局、今の説明ですとここはもう既にやってあるから、2箇所だけやればもう十分で、もう一方はやる必要がないという判断が十分ではなかったという結果になると思うんですけども、そのへんについてはそうすると、あくまであれですかね、前段の予備的な何て言いますか地盤調査っていうものの不十分さっていうものについてはその設計士は認めているんでしょうか。

○こども課長

はい。そのへんは認めています。根橋議員さんのおっしゃるとおりです。

○議 長

ほかにありますか。

○堀内（6番）

ただ今の関連の質問をさせていただきますけれども、2箇所やって初め良かったと。斜めにやったら駄目だったと。そうすると今、階段の部分とか言いましたですね。そう

すると本体の方の関係につきましてはその斜めの中間のは大丈夫なんですか。そういう確認は、今2箇所だけでオッケーなのか、あるいはもっと追加してやんなきゃいけないのか、それはやったのか。そのへんはどうなんでしょう。

○こども課長

ほかの所はすでに基礎工事を行っておりますので、掘って行ってしっかりした地盤が当たっておりますので、そのほかの所については心配はございません。以上でございます。

○堀内（6番）

そのへんのデータはきちんと取られてあるという形によろしいですか。

○こども課長

特に最近いろいろな案件ございますので、そのへんにつきましては十分確認をいたしております。今回足りなかった所だけを増工をさせていただくということで十分安全性は保たれるということになっております。以上でございます。

○議 長

ほかにありますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第16号、平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事（建築）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。日程第19、議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更につきまして提案理由を申し上げます。辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により辰野町第五次総合計画の変更について議会の議決を求めるものであります。辰野町第五次総合計画における前期基本計画の5年、平成23年度から27年度までになりますが、この計画期間が終了する中で計画策定以降の社会情勢の変化並びに前期基本計画の実績や住民要望を踏まえ、最終年

度、平成32年度になりますが、までの行政の総合的かつ計画的な運営を図るため基本構想及び基本計画の変更を行うものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第20、議案第18号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第18号、辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。湯にいくセンターにつきましては平成23年度から5年間の指定管理期間が平成28年3月31日に満了することから、指定管理者の公募をいたしました。公募の結果、2者から応募があり、それを受けまして選定委員会による審査を実施し、その後、識見を有する方5名で構成します候補者選定審査会に諮り、指定管理者の候補者として東京都北区王子3丁目19番7号に本社のあります、株式会社サンアメニティーを選定したものでございます。指定管理期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までであります。指定管理料は年額1,925万円。5年間で9,625万円となります。選定基準に沿いまして、審査項目を設け評価点による選考を行った結果、評価点が最も高く、そして順位1番をつけた評価をした委員の人数が最も多かったということによりまして選定をさせていただいたものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号については会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号については、総務産業常任委員会に付託する

ことに決しました。日程第21、議案第19号、辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第19号、辰野町道路線の認定について提案理由をご説明申し上げます。場所は宮木泉水地籍で民間の宅地造成後、町に町道部分が寄付採納され、町道1678号線として認定するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内（6番）

今、ただ今の説明ですと寄付採納されて、町道化されたそうですが、町道化ってなると、公共的な要素が非常に強い状況がなくてはならないと思うんですが、しかも、町道になると従来の考え方ですとやっぱり、ある程度ループするっていう感覚があったと思うんですが、そこらへんは事例的にこういう事例があるのか。それは問題なのか、あるいはそういう感覚が変わったのか、の質問をしたいと思います。

○建設水道課長

この町道1678号線に認定する道路以外でもこの袋地調のものを町道として認定した経過はございます。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第19号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第22、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議 長

ただ今の陳情第10号、第14号は福祉教育常任委員会へ、陳情第11号、第12号、第13号、第15号、第16号の5件は総務産業常任委員会へそれぞれ付託することとし、陳情第17号は文書配布といたします。以上で本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 散会の時期

12月1日 12時 2分 散会